

## ○農山漁村地域整備交付金実施要綱（抜粋）

### 第5 農山漁村地域整備計画の評価

- 1 計画主体は、整備計画の農林水産大臣への提出前に、農村振興局長等が別に定める事項について、自主的・主体的に検証（以下「事前評価」という。）を行い、農林水産大臣に提出するとともに、整備計画及び事前評価結果を公表するものとする。
- 2 交付金の終了後又は交付期間の最終年度中において、整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これを公表するとともに農林水産大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて交付期間内において、中間評価を行うことができる。
- 3 農林水産大臣は2の報告を受けたときには計画主体に対し、必要な助言を行うことができる。

## ○農山漁村地域整備交付金実施要領（抜粋）

### 第5 農山漁村地域整備計画の評価

- 1 実施要綱第5の1の農村振興局長等が別に定める事項は次の各号のとおりとする。
  - (1) 目標の妥当性
  - (2) 整備計画の効果・効率性
  - (3) 整備計画の実現可能性
- 2 実施要綱第5の2の農村振興局長等が別に定める整備計画の目標の実現状況等は次の各号のとおりとする。
  - (1) 交付対象事業の進捗状況
  - (2) 事業効果の発現状況
  - (3) 成果目標の目標値の実現状況
  - (4) 今後の方針
- 3 実施要綱第5の2の計画主体が整備計画の実現状況等について評価を行うに当たり、透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等との第三者の意見を求め、又は計画主体独自の評価制度を活用することができる。なお、評価を行うに当たっては、事業の成果を地域住民に対してより分かりやすく示すよう留意する。